

令和5年度
国分寺市重層の支援体制整備事業実施計画

令和4年12月
国分寺市健康部地域共生推進課

目次

1	計画策定にあたって	1
	（1）計画策定の目的と背景	1
	（2）計画の位置付け	1
	（3）計画の期間	2
	（4）計画の策定過程	2
2	重層的支援体制整備事業において実施する事業	2
	（1）包括的相談支援事業（第1号）	3
	（2）地域づくりに向けた支援事業（第3号）	3
	（3）多機関協働事業等（第2号，第4号，第5号，第6号）	4
3	その他	5
	（1）重層的支援会議について	5
	（2）重層的支援体制整備事業の実施方法について	5
	（3）国分寺市重層的支援体制整備事業実施イメージ	5

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の目的と背景

近年は、社会状況の変化により個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化しており、複雑化・複合化した支援ニーズに対して、分野ごとの体制、財政措置では対応することが困難となっています。

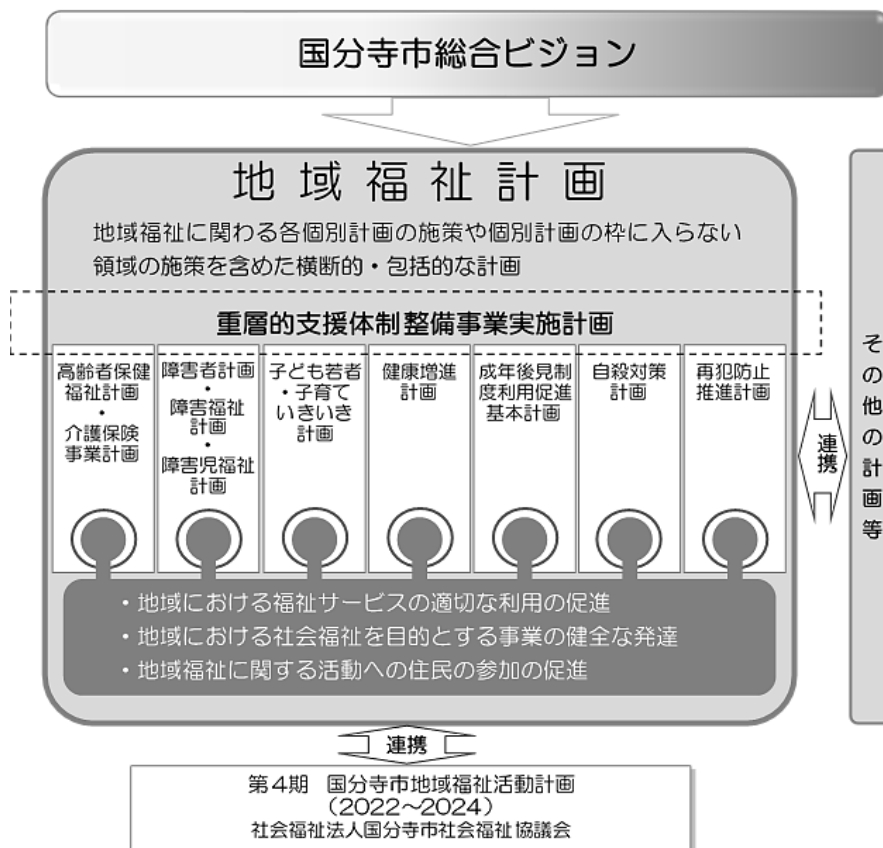
このような状況から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月12日に公布され、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う、「重層的支援体制整備事業」が令和3年4月に施行されました。

本市においては、モデル事業の発展形として重層的支援体制整備事業に取り組み、効果的な取組とするため、当該事業の提供体制に関する事項を定める重層的支援体制整備事業実施計画を策定します。

(2) 計画の位置付け

本実施計画は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の5に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」です。

また、本実施計画は、地域福祉計画（成年後見制度利用促進基本計画、自殺対策計画、再犯防止推進計画を含む）及び個別計画である高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども若者・子育ていきいき計画、健康増進計画との整合を図ります。



(3) 計画の期間

本実施計画は、令和5年度の1年間を計画期間とします。

なお、令和6年度以降については、令和6年度から開始となる次期地域福祉計画と一体的に策定する予定です。

(4) 計画の策定過程

本実施計画の策定にあたっては、介護、障害、子ども、生活困窮の分野に係る庁内外の会議体や関係機関において意見聴取を行うとともに議論を重ねました。

ヒアリング先	
地域福祉推進委員会	相談支援総合調整会議
地域福祉推進協議会	権利擁護センターこくぶんじ運営委員会
地域ケア会議	障害者地域自立支援協議会
要保護児童対策地域協議会	生活困窮者自立相談支援事業連絡会

2 重層的支援体制整備事業において実施する事業

重層的支援体制整備事業は、法第106条の4第2項第1号から第6号に規定されています。既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

なお、事業の実施イメージは、「3 その他(3)」のとおりです。

		機能	国で示す既存制度の対象事業等	担当課	国分寺市での既存事業名
第1号	イ	相談支援	地域包括支援センターの運営	高齢福祉課	包括的支援事業
	ロ		障害者相談支援事業	障害福祉課	障害者基幹相談支援センター事業
	ハ		利用者支援事業	子育て相談室	子育て応援パートナー事業
				健康推進課	子育て世代包括支援センター事業
				保育幼稚園課	保育コンシェルジュ事業
ニ	自立相談支援事業	生活福祉課	生活困窮者自立相談支援事業		
第2号	参加支援	新 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	地域共生推進課		
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	地域介護予防活動支援事業	高齢福祉課	地域介護予防活動支援事業
	ロ		生活支援体制整備事業	高齢福祉課	生活支援体制整備事業
	ハ		地域活動支援センター事業	障害福祉課	地域活動支援センター事業
	ニ		地域子育て支援拠点事業	子育て相談室	親子ひろば事業
			新 生活困窮者支援等のための地域づくり事業		
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	新 訪問等により継続的に繋がりが続ける機能	地域共生推進課		
第5号	多機関協働事業	新 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能			
第6号	支援プランの作成	新 ※多機関協働事業と一体的に実施			

(1) 包括的相談支援事業 (第1号)

相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、包括的に相談を受け止め、関係支援機関との連携、つなぎを行います。以下に掲げる事業を位置づけ、一体的に実施します。複雑化・複合化した相談は、多機関協働事業につなぎます。

実施事業	分野	所管課	実施体制	拠点数
地域包括支援センターの運営 【第1号のイ】	介護	高齢福祉課	地域包括支援センター もとまち（東元町・西元町・南町） こいがくぼ（泉町・西恋ヶ窪・東戸倉） ほんだ（本町・本多・東恋ヶ窪） ひよし（戸倉・日吉町・内藤） ひかり（光町・高木町・西町） なみき（富士本・新町・並木町・北町）	6
障害者相談支援事業 【第1号のロ】	障害	障害福祉課	障害者基幹相談支援センター <i>障害福祉課相談支援係</i>	2
利用者支援事業 【第1号のハ】	子ども	子育て相談室	【子育て応援パートナー事業】 <i>西部地区拠点親子ひろば</i> <i>東部地区拠点親子ひろば</i>	2
		健康推進課	【子育て世代包括支援センター事業】	1
		保育幼稚園課	【保育コンシェルジュ事業】	1
		健康推進課	【出産・子育て応援ゆりかご・こくぶんじ事業】	1
生活困窮者自立相談支援事業 【第1号のニ】	生活困窮	生活福祉課	自立生活サポートセンターこくぶんじ	1

※直営で実施しているものは斜体で標記

(2) 地域づくりに向けた支援事業 (第3号)

各分野ごとに、地域資源を幅広く把握した上で、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

実施事業	分野	所管課	実施体制	拠点数
地域介護予防活動支援事業 【第3号のイ】	介護	高齢福祉課	介護支援ボランティア活動受入登録施設数 (31 施設)	31

生活支援体制 整備事業 【第3号のロ】	介護	高齢福祉課	第1層生活支援コーディネーター (福祉センター) 第2層生活支援コーディネーター (地域包括支援センター)	7
地域活動支援 センター事業 【第3号のハ】	障害	障害福祉課	地域活動支援センター虹 地域生活支援センタープラッツ 地域活動支援センターつばさ 地域活動支援センターほんだ・こだま	4
地域子育て支援 拠点事業 【第3号のニ】	子ども	子育て相談室	【親子ひろば事業】 地域子育て支援拠点事業実施数(直営3, 指定 管理2, 業務委託3)	8
生活困窮者支援 等のための地域 づくり事業	生活 困窮	地域共生推進課	地域福祉コーディネーター(東西圏域)	1

(3) 多機関協働事業等 (第2号, 第4号, 第5号, 第6号)

単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定等の取組を行います。

新たな機能である参加支援事業(第2号), アウトリーチ等を通じた継続的支援事業(第4号), 多機関協働事業(第5号)については, 所管課を地域共生推進課とし国分寺市社会福祉協議会(以下「社会福祉協議会」という。)に委託し実施します。

実施事業	実施形態	実施内容
参加支援事業 【第2号】	委託	地域福祉コーディネーター(東西圏域)による地域の資源発掘, 支援プランの作成
アウトリーチ等 を通じた継続的 支援事業 【第4号】	委託	地域福祉コーディネーター(東西圏域)によるアウトリーチの 実施, 支援プランの作成
多機関協働事業 【第5号】	直営 委託	地域福祉コーディネーター(東西圏域)による複雑化・複合化 した相談の整理, 重層的支援会議の開催, 支援プランの作成

※支援プランの作成【第6号】については, 第2号, 第4号, 第5号で共通。

3 その他

(1) 重層的支援会議について

重層的支援体制整備事業の中で規定される重層的支援会議は、本人同意が得られた事案に関して多機関協働事業者である社会福祉協議会が主催し、案件ごとに構成メンバーを決定し随時開催とします。関係機関と協議を行い支援プランを検討するとともに、社会資源を開発するなどの役割を果たします。

なお、本人同意が得られなかった事案に関しては、会議の構成員に対する守秘義務を設けた会議体である支援会議を市が開催します。関係者間で情報共有を図り早期発見・早期支援を行います。支援会議を通じて地域における見守りの体制を作ったり、庁内での支援体制の強化を目指します。

(2) 重層的支援体制整備事業の実施方法について

重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、本実施計画による他、別途作成するマニュアル等に基づき効果的に実施します。

(3) 国分寺市重層的支援体制整備事業実施イメージ

